

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

◇告 示 休猟区の設定
目 次

告 示

鳥取県告示第五百九十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したから、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区 域	存続期間及び 設定面積
蒲生 休猟区	岩美郡岩美町蕪島部落地内の国道九号の蒲生峠を基点とし、同所から国道九号を北西方に進み、岩美郡岩美町長谷部落地内の長谷橋に至り、同所から町道長谷線を東方に進み、通称本谷に至り、同谷を北東方に進み、兵庫県境に至り、同県境を東南方に進み、	昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで 一、四七四 ヘクタール

基点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取市小原部落地内の小原橋を基点とし、同所から県道安蔵徳尾線を西方に進み、鳥取市河内部落を経由して鳥取市安蔵部落に至り、同部落から気高郡鹿野町河内部落に通ずる山道を西方に進み、鳥取市と鹿野町の境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取市と八頭郡の境界に至り、同境界を東方に進み、鳥取市岩坪部落から八頭郡北村部落に通ずる山道に至り、同山道を北西方に進み、鳥取市岩坪部落に至り、同部落から県道郡家鹿野線を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで
一、五七六
ヘクタール

三倉 休猟区

八頭郡若桜町若桜、三倉、高野部落の全域

昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで
一、二一八
ヘクタール

高山河本 休猟区

八頭郡智頭町大字智頭地内の大幹線林道八頭中央線の起点を基点とし、同林道を東北方に進み、用瀬町と智頭町との境界に至り、同境界を北東に進み、旧智頭町と旧山形村との境界に至り、同境界を南西方に進み、県道智頭佐用線に至り、同県道を北西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで
一、六〇八
ヘクタール

市ノ瀬 休猟区

倉吉市三江部落地内の番田橋を基点とし、同所から県道森岡田線を南西方に進み、町道俣谷線に至り、同町道を西方に進み、下俣谷部落に至り、同部落から農道俣谷般若線を北西方に進み、般若部落に至り、同部落から林道般若線を北東方に進み、岡部落に至り、同部落から県道大立上福田線を北東方に進み、

昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで
九、四八
ヘクタール

高城山 休猟区

倉吉市三江部落地内の番田橋を基点とし、同所から県道森岡田線を南西方に進み、町道俣谷線に至り、同町道を西方に進み、下俣谷部落に至り、同部落から農道俣谷般若線を北西方に進み、般若部落に至り、同部落から林道般若線を北東方に進み、岡部落に至り、同部落から県道大立上福田線を北東方に進み、

昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで
七、一四
ヘクタール

<p>武庫 休獵区</p>	<p>中祖 休獵区</p>	<p>越敷山 休獵区</p>	<p>竹田奥 休獵区</p>	
<p>日野郡江府町江尾地内の仏谷林道の起点を基点とし、同林道を東方に進み、町道江尾俣野線に至り、町道を東南方に進み、ムナムク農道に至り、同林道を南方に進み、ムナムク農道に至り、同農道を東南方に進み、江尾渡瀬橋に至り、同橋より県道上徳山保野江府線を西方に進み、国道百八十号に至り、同国道を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>日野郡と西伯郡の境界と国道百八十号の交差点にある郡界橋を基点とし、同境界を西南方に進み、町道池野線に至り、町道を南方に進み、町道下モ野上線に至り、町道を東方に進み、県道黒坂、溝口線に至り、同県道を北方に進み、国道百八十号に至り、同国道を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>西伯郡岸本町大寺部落地内の大寺橋を基点とし、同基点から日野川左岸を上流に向つて進み、西伯郡と日野郡との境界に至り、同境界を南方に進み、県道溝口天万米子線に至り、同県道を西北方に進み、朝金部落を経由して県道福頼市山伯耆大山停車場線に至り、同県道を北方に進み、岩屋谷部落に至り、同部落から県道岩屋谷米子線を東方に進み、国道百八十号に至り、同国道を東南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>東伯郡三朝町下西谷部落地内の下西谷橋を基点とし、同所から県道湯原用瀬線を西南方に進み、岡山県境に至り、同境界を東南方に進み、大谷峠に至り、同所から林道大谷山線を北方に進み、大谷部落に至り、同部落から町道下畑大谷線を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>上福田橋に至り、同所から国府川右岸を下流に向かつて進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで 四六八ヘクタール</p>	<p>昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで 四三四ヘクタール</p>	<p>昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで 一、四八四ヘクタール</p>	<p>昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで 一、一〇六ヘクタール</p>	

<p>日南湖 休獵区</p>	<p>花口 休獵区</p>
<p>日野郡日南町菅沢部落地内の県道米子石見新見線と町道中津合線の交差点を基点とし、同基点から町道中津合線を西方に進み、県道本山伯大線に至り、同県道を西方に進み、町道生山印賀線に至り、同県道を南方に進み、日南町と日野郡との境界に至り、同境界を東方に進み、日野郡と西伯郡との境界に至り、同境界を西南方に進み、県道米子石見新見線に至り、同県道を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>日野郡日南町花口部落地内の県道上石見黒坂停車場線と林道栗尾線との交差点を基点とし、同基点から林道栗尾線を北東方に進み、同林道の終点に至り、同所から岡山県新見市花見に至る花見越山道を北東方に進み、鳥取県と岡山県との県境に至り、同県境を北方に進み、日南町と日野郡との境界に至り、同境界を西方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで 二、一〇二ヘクタール</p>	<p>昭和四十三年八月二十三日から昭和四十六年八月二十二日まで 三四二ヘクタール</p>

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】